



令和7年度第3回神奈川県保健医療計画推進会議 資料6

報告：地域医療介護総合確保基金（医療分）

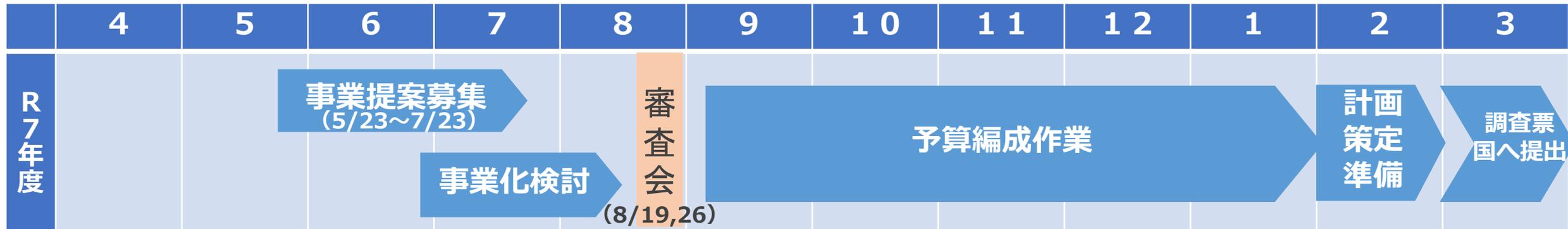
令和8年度神奈川県計画策定について

1. これまでの経過
2. 令和8年度計画に係る事業提案募集の結果概要
3. 審査会の開催結果概要
4. 審査会の結果に基づく対応結果
5. 令和8年度の事業規模と国への基金要望額
6. 令和8年度事業実施の概要
7. 今後のスケジュール

1. これまでの経過

- 令和8年度計画へ位置付ける**事業提案募集を実施**
- 事業担当課が、応募事業の事業化について検討の後、県医療企画課で令和7年8月に審査会を開催し、予算要求に向けた対応方針を整理
- 審査会后、各事業担当課が令和8年度予算要求を実施
- 現在、令和8年度計画策定に係る事前調査票の国への提出に向けた準備を行っている。

【年間スケジュール】



2. 令和8年度計画に係る事業提案募集の結果概要

- 令和8年度から実施する事業計画（医療分）の策定にあたって参考とするため、県民の皆様や、医療・介護などの関係団体の方々から、これからの本県の医療・介護サービス提供体制の充実に向け、次の4つの分野において取り組むべき事業の提案募集を実施

1. 病床の機能分化・連携（区分Ⅰ）
2. 在宅医療の提供体制の整備・充実（区分Ⅱ）
3. 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成（区分Ⅳ）
4. 勤務医の働き方改革の推進（区分Ⅵ）

- 実施期間：令和7年5月23日～ 令和7年7月23日
- 募集方法：県のホームページから電子申請フォームで受付
- 募集結果

応募件数	【応募事業を各事業区分に振り分けた結果】			
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅳ	区分Ⅵ
29	12	6	7	4

3. 審査会の開催結果概要

- 提案いただいた事業について、医療企画課長を座長とする審査会を開催し、次の仕分け区分により申請内容を審査した結果、計7つの事業提案について取り組むべき事業と整理し、予算要求を行った。

【仕分け区分】

- A：取り組むべき事業（令和8年度当初予算で新規事業として要求）**
- B：取り組むべき事業（令和8年度当初予算で既存事業を拡充して要求）**
- C：既存事業と同内容（国庫補助事業・一般財源事業）
- D：既存事業と同内容（基金事業）
- E：県の施策として今後参考とすべき事業、実施を見送る事業

- 審査結果

	A	B	C	D	E	計
提案件数	6 ※	1	0	5	17	29
区分 内訳	I : 5	I : 1	I : 0	I : 0	I : 6	I : 12
	II : 1	II : 0	II : 0	II : 4	II : 1	II : 6
	IV : 0	IV : 0	IV : 0	IV : 1	IV : 6	IV : 7
	VI : 0	VI : 0	VI : 0	VI : 0	VI : 4	VI : 4

Kanagawa Prefectural Government ※仕分け区分Aのうち2事業は、基金事業ではなく国庫補助事業として予算計上

4. 審査会の結果に基づく対応結果（令和8年度予算査定の結果概要）

- 仕分け区分 A、B の計 7 つの事業提案を、5 つの事業に整理し、予算要求の対応を行った。
- 予算査定の結果、次の 4 事業を令和 8 年度当初予算に位置付けることとなった。
 - ・ 基金事業 3 事業（計 51,384 千円）
 - ・ 国庫事業 1 事業（計 141,887 千円）

【基金事業】

No	区分	事業名	予算額 (千円)	事業概要
1	Ⅱ	【新規】 時間外看取支援 システム整備事業費補助	3,060	介護老人福祉施設と非常勤医のマッチングに関するシステムの整備に係る経費に対して補助を行う。
2	I	【新規】 地域医療介護連携 ネットワーク市民認知度向上 事業費補助	7,500	市町村による地域医療介護連携ネットワークの市民認知度を向上させる事業に補助を行う。
3	I	【拡充】 病棟等転換準備経 費支援事業	40,824	回復期機能等を有する病棟等の開設に必要な経費のうち、病棟等の開設前後3か月に発生する看護職員等の訓練期間中の人件費、職員の募集に係る経費等を補助する。 ＜職員の募集に係る経費について、対象職種を拡充＞
		合計	51,384	

4. 審査会の結果に基づく対応結果（令和8年度予算査定の結果概要）

- 次の事業については、提案内容と趣旨を同じくする既存の国庫補助メニュー（医療提供体制推進事業費補助金）があるため、国庫補助事業として予算化
- それぞれの事業の詳細については、参考資料に記載のとおり

【国庫補助事業】

区分	事業名	予算額（千円）	事業概要
-	【新規】 病院救急車活用促進事業費補助	141,887	病院救急車の運営に必要な給与費、備品購入費等の経費へ補助を行う。 ※ 趣旨が同一であった2つの提案を1本の事業に統合

- 1事業は予算調整の結果、予算化は見送り

区分	事業名	予算額（千円）	事業概要
I	【落】 地域医療介護連携ネットワーク利活用促進事業	0	在宅医療や介護分野での利活用促進のため、在宅・介護分野の協力事業者を対象として、利活用方法等に係る調査研究を実施する。 → 各地域医療介護連携ネットワーク事務局で利活用促進を行い、課題を精査した上で、再検討することとした

4. 審査会の結果に基づく対応結果（その他）

- 仕分け区分Aのうち、以下の提案については、国への要望を行うことで対応を行った。

区分	事業名	予算額 (千円)	事業概要
I	都道府県独自地域医療 介護構想運営事業	-	<p>【提案内容】 新たな地域医療介護構想に向け、今まで以上に都道府県毎に異なる地域医療構想を描けるよう、各地域の地域医療構想調整会議において権限と財源を委ねることができる仕組みへ変えていくことを、国へ強く要望していただきたい</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>令和7年11月20日財務大臣、厚生労働大臣宛て 「地域の病院と医療提供体制を守るための緊急要望」を提出 (県・神奈川県病院協会・神奈川県医師会の連名)</p> <p>(要望抜粋) 新たな地域医療構想の推進に向けた都道府県の権限強化について 医療をとりまく状況は地域によって様々であることから、新たな地域医療構想の推進にあたっては、都道府県が医療関係団体や自治体等と連携し、実情に応じた自由度の高い取組が行えるよう、地域によって異なる医療需要を踏まえた必要病床数の算定や、「地域医療介護総合確保基金」の柔軟な活用など、都道府県の権限強化を図ること。</p>

5. 令和8年度の事業規模と国への基金要望額

- 令和6年度計画以降、基金は年度毎の交付額に加え、過年度に造成した残額を一体的なものとして管理し、各基金事業に充当するよう、国から示されている。
- 令和8年度は、基金残高も活用しつつ、**8,390,726千円**の予算規模で事業を実施予定
- なお、国に対しては、令和9年度以降の計画額も含め、**12,900,000千円**を要望していく予定

令和8年度の事業規模

(千円)

事業区分 (事業区分間の流用 は不可)	令和8年度 基金執行予定額 (A=B+C)	令和8年度 現年度活用額 (B)	基金残高 活用予定額 (C)
I-1 病床機能分化・連携	3,451,535	1,494,745	1,956,790
I-2 病床機能再編支援	0	0	0
II 在宅医療	394,703	209,744	184,959
IV 医療従事者確保	2,656,811	2,170,302	486,509
VI 勤務医労働時間短縮	1,887,677	738,297	1,149,380
計	8,390,726	4,613,088	3,777,638

国への基金要望額

(千円)

事業区分 (事業区分間の流用 は不可)	令和8年度 計画要望額 (D=B+E)	(再掲) 令和8年度 現年度活用額 (B)	令和9年度以降 基金活用予定額 (E)
I-1 病床機能分化・連携	8,104,745	1,494,745	6,610,000
I-2 病床機能再編支援	0	0	0
II 在宅医療	209,744	209,744	0
IV 医療従事者確保	2,170,302	2,170,302	0
VI 勤務医労働時間短縮	2,415,209	738,297	1,676,912
計	12,900,000	4,613,088	8,286,912

6. 令和8年度実施事業の概要

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図<区分ごとの主な事業> R8年度事業総額:8,390,726千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(3,451,535千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助
- ・**地域医療構想推進事業費【一部新】**
- ・**病棟等転換準備経費支援事業【拡充】**
- ・川崎構想区域病床機能分化・連携推進事業費補助
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助
- ・緩和ケア病棟整備事業費補助
- ・**地域医療介護連携ネットワーク市民認知度向上事業費補助【新規】** 他2事業

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(394,703千円)

- ・地域在宅医療推進事業費補助
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費
- ・要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備整備費補助
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・在宅医療推進研修事業費
- ・在宅医療退院支援強化事業費補助
- ・在宅医療提供体制整備費補助
- ・**時間外看取り支援システム整備事業費補助【新規】** 他6事業

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(2,656,811千円)

医師

- ・地域医療支援センター運営費
- ・地域医療医師修学資金貸付事業費
- ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
- ・勤務環境改善医師確保対策事業費補助
- ・医師確保・能力開発対策事業 他6事業

看護

- ・看護師等養成所運営費補助
- ・院内保育事業運営費補助
- ・看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助
- ・看護業務等ICT導入支援事業費補助
- ・看護補助者確保事業費 他15事業

歯科

- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助 他3事業
- ・**摂食嚥下機能リハビリテーション医科歯科連携体制構築事業費補助【新規】**

その他

- ・医学療法士等修学資金貸付金
- ・**薬剤師確保対策実施事業費【新規】**

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(1,887,677千円)

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助 ・地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助 他1事業

7. 今後のスケジュール

- 県保健医療計画推進会議(本日)において意見聴取の上、令和8年3月下旬を目途に国へ調査票を提出予定。その後のスケジュールは、例年以下のとおり。



以下、参考資料

【R8 拡充：基金】区分Ⅰ 病棟等転換準備経費支援事業

【趣旨・目的】

将来において不足する病床機能を担う病棟又は病室の整備に当たり、必要な経費の一部を補助する。

【事業概要】

概要	回復期機能等を有する病棟等の開設に必要な経費のうち、病棟等の開設前後3か月に発生する看護職員等の訓練期間中の人件費等を補助する。		
補助対象者	回復期病床への転換を検討している病院、診療所の開設者		
対象経費	回復期病床への転換に伴い発生する以下の準備経費。 (稼働前3ヶ月から稼働後3ヶ月の計6ヶ月の間に発生する経費に限る) ・ 看護職員（看護師、准看護師、看護助手）及びリハビリテーション専門職1名までの訓練期間中の人件費 ・ 職員の募集に係る経費※（人件費除く） ・ 普及に係る経費（人件費除く）		
補助率	3 / 4	基準額	567千円×補助対象病床数

※ 職員の募集に係る経費は、看護職員（看護師、准看護師、看護助手）、リハビリテーション専門職、医師（1名）、管理栄養士（1名）の人材紹介会社への手数料、HP掲載料等

【R8新規：基金事業】区分Ⅰ 地域医療介護連携ネットワーク市民認知度向上事業費補助

【趣旨・目的】

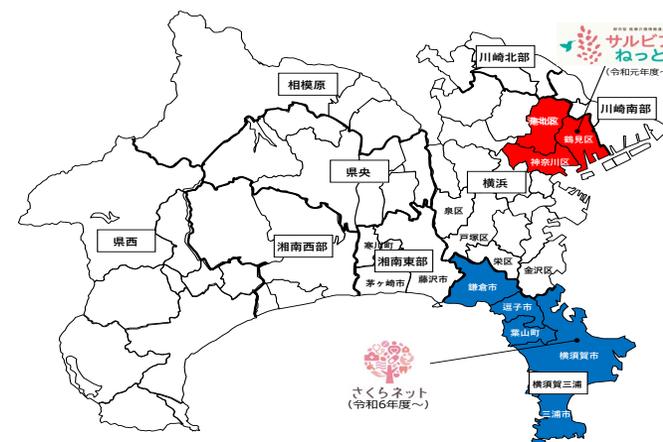
市町村による地域医療介護連携ネットワーク（以下「EHR」）の市民認知度を向上させる事業に補助することで、同ネットワークへの登録患者数の増加を目指す。

【事業概要】

概要	EHR市民認知度向上のため、新聞広告、動画広告（SNS）、テレビビジョン広告等を活用した広報を実施する		
補助対象者	横浜市		
対象経費	広告実施に係る経費（デザイン作成、広告掲載経費）		
補助率	3 / 4	基準額	10,000千円

（EHRについて）

- 県内では、2地域でEHRの構築が進められている。
 - ・サルビアねっと：横浜東部地域（鶴見区、神奈川区、港北区、西区）
 - ・さくらネット：横須賀、三浦地域、横浜市南西部～南部地域、湘南東部地域
- 参加住民数は、次のとおりであり、普段医療機関にかかることのない県民に対して、EHRの加入メリットを普及啓発していく必要がある。
 - ・サルビアねっと：25,650人（R7.12.1）
 - ・さくらネット：16,929人（R7.12.16）



【R8新規：基金事業】区分Ⅱ 時間外看取支援システム整備事業費補助について

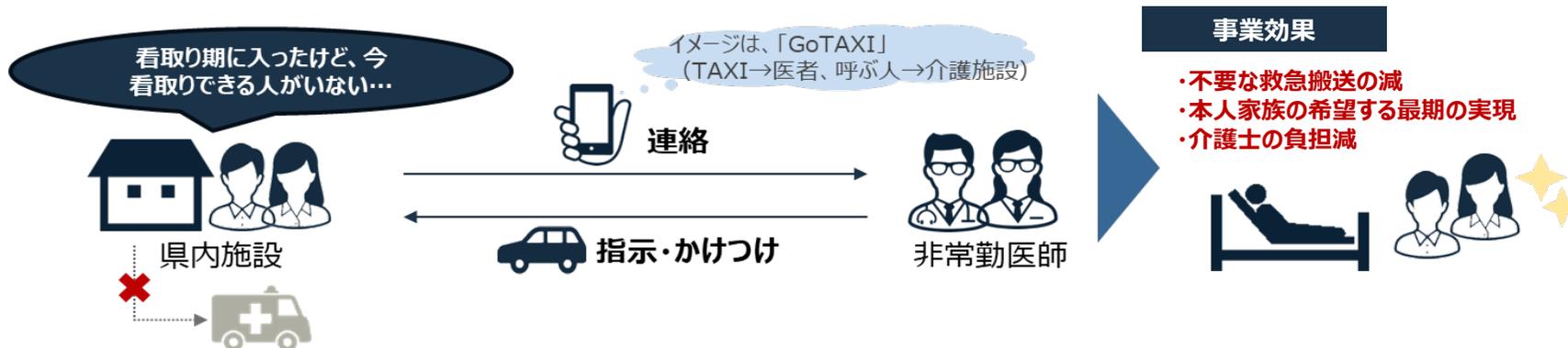
【趣旨・目的】

少子高齢化に伴う多死社会の到来に向け、**介護老人福祉施設等において、配置医が対応できない夜間・休日時間外を含め、常時看取りに対応できる仕組みを構築する。**

【事業概要】

概要	介護老人福祉施設で入所者の看取りを休日・時間外に配置医が行えない場合に、非常勤医師が担えるようにするため、 介護老人福祉施設と非常勤医師のマッチングに関するシステムを構築する。		
補助対象者	一般社団法人地域医療支援機構S O C O M (これからの超高齢化社会を迎えるにあたって、手の行き届かない地域医療と介護の問題に取り組むべく、医師たちにより設立された法人)		
対象経費	介護老人福祉施設と非常勤医のマッチングに関するシステム整備に係る経費		
補助率	3 / 4	基準額	4,080千円

【事業のイメージ】



【R8新規：国庫事業】病院救急車活用促進事業費補助

【趣旨・目的】

救急医療機関の急性期病病院救急車を活用し、高次の医療機関からの転院搬送を促進するとともに、救急搬送の需要が高まる場合に備えた患者搬送床確保のための手段の確保を図る。

【事業概要】

項目	病院救急車活用促進事業	病院救急車活用促進設備整備事業
補助対象経費	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課（自動車税、自動車重量税）等	病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費
補助率	国 1 / 2、事業者 1 / 2	国 1 / 2、事業者 1 / 2
補助額（上限）	病院救急車の運転手を確保する場合：2,350 千円 補助基準額（4,701 千円）× 補助率（1/2）	13,483 千円 補助基準額（26,966 千円）× 補助率（1/2）
補助対象	①神奈川県内の病院群輪番制（小児含む）等に参加の医療機関 ②神奈川県内の救急告示病院 ※①または②のいずれかを満たす神奈川県内の救命救急センターは除く	① 神奈川県内の病院群輪番制（小児含む）等に参加の医療機関 ② 神奈川県内の救急告示病院 ③ ①及び②を満たさない神奈川県内の救命救急センター